

社会保険に関する一般常識

介護保険法関連（平成23年4月1日施行）

（1）要介護認定に係る有効期間の見直し（則38条1項）

要介護認定有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く）の範囲内で定めることができるようになった。

改正前	改正後
要介護認定有効期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間）	要介護認定有効期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間（ <u>法第29条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第33条第2項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ）の申請であって法第35条第4項の規定により法第27条第1項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあっては、12月間</u> ）までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（ <u>6月間を除く</u> ））

（2）要支援認定に係る有効期間の見直し（則52条1項）

要支援認定有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く）の範囲内で定めることができるようになった。

改正前	改正後
要支援認定有効期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に	要支援認定有効期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に

基づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間)	基づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間(法第33条の2第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であって法第35条第2項の規定により法第32条第1項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあっては、12月間)までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間(6月間を除く))
--	---

平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成23年4月1日施行）

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」と改称され、平成23年9月まで引き続き子ども手当（月額13,000円）が支給されることになった。

支給額	子ども1人につき月額13,000円
支給期間	受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から、平成23年9月（同年9月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）まで
支給月	平成22年6月及び10月並びに平成23年2月、6月、及び10月に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

社会保障協定の発効（平成22年12月1日発効）

平成22年12月1日、新たにスペイン及びアイルランドとの社会保障協定が発効された。これにより、わが国が社会保障協定を締結（発効済み）している国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランドの12か国となった。